

せのう 孝夫 市政報告 Vol. 59

声を かたちに 夢を くらしに



明けましておめでとうございます。

令和8年は午年。中国の故事に「快馬は鞭影を見るや正路（しょうろ）につく」…能力の高い馬は、鞭の影を見ただけで、進むべき道をきちんと疾走していく…と。市民の皆様の声に謙虚に耳を傾け、進むべき道を外さない。これを議員の姿勢であると心得、本年も取組んでまいります。

令和7年第4回定例会では、四点について通告質問に取り上げましたが、特に二点目の商品軽自動車税の免税措置と、三点目の稻村城跡地の利活用は、特に力を入れた内容となっています。この二点につきましては、本年中に明確な方向性が示されることを願っています。

12月議会通告質問 【詳しくは議事録を参照】

1. オンライン申請による不在者投票用紙の請求

不在者投票の投票用紙等の請求については、これまで直接又は郵便をもって請求することとされていましたが、マイナンバーカードの公的個人認証サービスを利用したオンラインによる請求を可能とする省令改正が、平成28年12月28日に交付、同日施行されていることから、本市における導入状況を伺いました。

答弁：

不在者投票の投票用紙に関する、受付の実施についてですが、館山市においては、令和6年10月27日執行の第50回衆議院議員総選挙から、オンラインでの請求を導入しました。

これについては、令和3年4月に総務省などの連名で、不在者投票制度について、マイナポータルのオンライン申請サービスである「ぴったりサービス」を利用できるようになった旨の事務連絡があり、館山市においても、不在者投票の投票用紙のオンラインでの請求について、「ぴったりサービス」を活用する形で開始をしたところです。

解説：

市民への周知が大切

昨年の衆院選から、「マイナポータル ぴったりサービス」を活用してオンライン申請を開始していると言う答弁でした。

本質問で触れた「マイナンバーカードを利用したオンラインによる請求」の省令改正が、平成28年に交付されていましたけれども、他の自治体の話になりますが、令和5年時点でもオンラインによる請求ができていないという話を聞いていました。館山市でも令和6年10月の衆院選ということでした。

「ぴったりサービス」の事務連絡は令和3年4月7日付けです。その説明には「国が整備した同サービスを活用することで、各地方公共団体において電子申請システムを整備していない場合でも、オンライン請求を実施できるようになります」とありました。しかし、実施していた自治体は、その時点では少なかった印象があり、同様に、本市で実施されたことも個人的には知らなかつたことからオンラインによる請求を取り上げました。

「ぴったりサービス」の周知はとても重要ですので、市民へ向け丁寧な取組を要望いたしました。住所を変えると、3ヶ月間は元いた自治体で選挙を行わなければなりませんが、選挙のためだけに戻ってくるのは大変な負担が想像できます。また、従来の郵便での請求や投票も、とても面倒で経費までかかってしまいます。

高校3年生を対象に周知

そこで、今後は卒業とともに地元を離れる割合の多い高校生を対象に、不在者投票を利用してもらうマイナポータル「ぴったりサービス」の周知は必須であろうと感じ提案しました。

大きなメリットとして、マイナンバーカードの普及につながる点と、毎年卒業する高校生たちが順次この制度を知っていくことになるので、周知の徹底がもれなく行われます。進学、就職、結婚、転職など人生のあらゆる場面で住み慣れた自治体を離れる理由は多くあることから、便利な制度を理解することで、不在者投票を億劫がらずにできるだろうと想像しています。若者の政治参加の促進と、今後の投票率向上にも非常に良い影響を及ぼすのではないかと期待します。

2. 中古車販売店で商品として陳列している軽自動車への課税状況

商品軽自動車税は、市町村が条例で税を決めることができ、その運用は市町村の判断で行われています。条例では「商品であっても使用しない軽自動車等については軽自動車税を課さない」という一文が付されているのが一般的です。

しかし、ほとんどの自治体において課税している実態があり、その理由は試乗などで公道を走る場合も当然考えられます。課税目的は公道を利用すると道路が損傷などしますので、その為の対価と位置付けられます。この様な意味から、ナンバープレートがついた商品車には課税することが、自治体の通例でした。

一方で、ほとんど走行しない展示車両に最大で 12,900 円の税金を課すのが妥当かどうかは、検討すべき課題と言えます。そこで、千葉市においては 26 年度分からはナンバーがある商品車も、店内移動等による走行距離を考慮し、10 キロ未満を条件として税金を免除することとしました。事業者が車両の取得時の走行距離がわかる書類と毎年 4 月 1 日時点の走行距離を示すメーターの

写真を提出し、市が認定すると言うものです。

新聞にも掲載された千葉市の判断は極めて合理性が認められます。この様な動向を踏まえ、本市としても中古車販売店で陳列している軽自動車への課税免除に向けた取組が必要だと考え、見解を質しました。

答弁 :

中古軽自動車税減免についてですが、館山市市税条例では、「商品であって使用しない軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない」という軽自動車税の課税免除の規定を設けています。この規定に基づき、館山市では事業者から申請された内容を精査し、課税免除の要件を満たした場合には、実際に課税免除を行っています。

解説 :

免除実施の実態が重要

今回質問に取り上げた軽自動車税の減免についての本旨は、市税条例に謳われている「税を課さない云々」の文言の有無を問うものではなく、課税免除の有無です。条文の話であれば、明年度から免除を実施するに至った千葉市でも同様の文言は条例に記載されていました。

では何故、新聞にまで免除実施について報道されたのか。それは、試乗などで公道を走ることのできるナンバープレートがついている車については、千葉市においても課税をしてきたからです。館山市でも、免除実績があると答弁されましたが、私が調べてみた限りでは、免除制度を知っている事業者はありませんでした。

日本経済新聞7月9日付に「軽自動車税、中古店は免除」との見出いで、県内自治体の中では千葉市が初めてとあり、日刊自動車新聞の9月2日付でも東日本で2例目とありました。つまり、新聞記事からは、他の自治体では免除を行っていないと解せます。市内の割と大きな中古車販売店を見て回りましたが、ナンバープレートがついている軽自動車は課税されていると言う言質も取っています。これは、条例に免除云々と謳っていても「must・マスト」ではなく、「有名無実」化さ

れている実情が見えてきます。

事業者の立場として課税を避けるには一時抹消登録が不可欠ですが、販売時には再登録と車検の再取得が必要になります。その結果、我々購入者としては納車までの時間も長くなってしまいます。反対に、この様に手続きが煩雑になるため、車検の残存期間が長い場合はナンバーを残しておくことになりますが、そうすると税金を支払う形になります。

また、税は4月1日を跨ぐと課税されるため、年度末の時期は陸運支局が大変混み合うことも良く知られています。どちらにしても、事業者としては手間も経費もかかる仕組みになっていて、負担を強いられています。しかもその課税等の代償は、結局ユーザー側が負わされる事となります。

自治体としての税収が減るといった懸念もありますが、こちらは実際問題としては極めて軽微な影響しかないと考えます。それよりも販売者と購入者双方の、売りやすく買いやすくなる利益の方がはるかに大きいと言えるのではないかでしょうか。軽自動車の減免制度の導入により、事業者は一時抹消の手間が省け、ナンバープレート付きのまま販売できるので納車期間の短縮につながり、最大12,900円の課税免除にもなります。当然、私達が購入する際にも、税金分が安くなるものと期待します。

本市も課税免除の要件として、走行距離の把握制度を設けています。条文にある通り、税を課さないとする制度を新聞等で発表した上で、速やかに事業者への周知徹底を図ってもらいたいことを要望しました。

3. 稲村城の跡地利活用

稻村城の跡地利活用について取り上げました。本市では 3 月 13 日（三・さ、十・と、三・み）を里見の日として設け、大河ドラマの誘致にも熱心に取り組んでいます。移住者の私が里見氏の歴史に向き合ってみた印象を率直に申し上げますと、物凄く分かりにくいものを感じます。その最たる要因は、歴代当主の多くが居城を変えている事にあります。そこで、後述する解説で、簡単に里見氏十代の歴史については触れます。

里見氏は歴代当主の居城が定まらず、一族の歴史をイメージしにくいものの、初代から 4 代までは稻村城、そして九代目と十代目が館山城を居城とし、里見十代、170 年の歴史の中で六代の当主が館山市内を居城としていることから、極力簡明化すると、館山市が里見氏を語る上で中心であつたと言って差し支えないのではないかと、個人的には思っています。

現在、館山城跡は城山公園として整備され、里見のまちづくりを推進していますが、一方で、平成 24 年 1 月に国史跡の指定を受けた素晴らしい地域資源である稻村城跡の状態については山野に等しく、あまりにもったいなく感じます。

稻村城は、往時の姿を残している歴史的価値の極めて高い遺跡と言えます。しかしながら小さな山にしか見えない現状では、全国どころか県内でも、その存在を知る人はとても少ない印象を持ちます。出来ることなら、全国に里見氏の歴史と文化遺産である稻村城の姿を正しく顕した形で、広く知ってほしいと願います。その為にも、跡地の整備計画の必要性を感じ 2 点質問しました。

（1）稻村城の史跡地内の公有地化について

稻村城の史跡地内はほとんどが私有地であることから、公有地化へ向けての考え方や計画等について質問しました。

答弁：

里見氏城跡稲村城跡は平成24年1月に国の指定を受け、平成25年度に『国史跡「里見氏城跡稲村城跡」保存管理計画書』を作成しました。

保存管理計画書では、保存に関する方向性について定めたもので、公有地化に向けた実施計画の作成について記載しましたが、厳しい財政状況により、保存のための用地取得も進んでおらず、大きな課題として認識しています。現在は、地元区と保存管理業務委託契約の締結や土地所有者様による保存管理をお願いしているところです。

解説：

現在の土地の状況

面積は民有地がおよそ1万7,000平米に対し、公有地は僅か750平米で、全体の約4%です。残りの民有地における内訳は凡そ畠が14%、山林が45%、原野が36%です。

稲村城跡地を財政上の問題から取得できず、貴重な文化遺産を整備できないでいることが、極めて残念に思いますが、山林と原野で80%以上を占めていますので、金額的には入手の可能性もあるのではないかと期待します。

クラウドファンディングによる資金調達

そこで、活路を見出せる可能性を秘めているのが、自治体が所有する土地や公共施設に特化したクラウドファンディングによる資金調達法です。稲村城跡の土地取得に関して、自治体が所有する土地や公共施設に特化したクラウドファンディングによる資金調達法があります。

全国から多くの出資者を募るクラウドファンディングでは、稲村城跡の存在がいかに貴重で尊いものかを理解してもらうことから始めなければなりません。現在は、学術者など一部の専門家の間でのみ価値が共有され、国指定の史跡にまでなっていますが、後述する「房総里見氏の歴史」を見ていただくと、私たち館山市民の歴史や文化の一部を形成する誇れる遺跡であり、まさにシビックプライドであると理解できると思います。

今後は、市民一人ひとりの共有財産として再認識するための広報活動も重要になると思います。そう言う努力があって、市内外の一般の方達にも価値が認知されることによって、改めてきちんと整備できる環境も整うものと考えます。その様な気運の情勢に向けた取り組みが、自治体には求められると思います。

（2）稲村城跡地の有効活用について

館山市として、これから跡地の有効活用についての考え方を質問しました。

答弁：

現在作成中の「館山市文化財保存活用地域計画」において、文化財を新たな観光資源として活用することとし、道の駅グリーンファーム館山等の他分野との連携による活用や、南房総市の岡本城跡との広域的な連携による活用を目指します。

活用の方針が具体的に定まった段階で、公有地化を含めた、保存管理の在り方について今一度検討し、稲村城跡とその周辺の歴史文化・観光資源を面として捉えた視点からの整備について、実施可能と判断されれば、国や県と協議を重ねてまいりたいと考えています。

解説：

房総里見氏の歴史

1454年、房総里見氏の初代義実（よしざね）は、足利氏の側近として安房白浜周辺の上杉派の征伐を任せられ成功し、安房の国を支配しました。元は上野（こうづけ）の国、今の群馬県の出身で、高崎市には「里見」という地名が今も残っているそうです。

房総里見氏は、初代から十代続き、戦国時代に入る少し前から江戸時代の初期にかけて、およそ170年間、安房と最盛期には上総の中南部まで収めたと言う事です。今回取り上げました稲村城は、初代義実（よしざね）から二代成義（しげよし）、三代義通（よしみち）、四代目の義豊（よしとよ）までが拠点としていました。

初代は南房総市の白浜城に住んだ後に稲村城に移り、初代を含め四代目まで稲村城を居城としています。また、三代当主は白浜城で隠居生活を送った様です。

五代義堯（よしたか）は甥の立場で四代目を殺害し、初代から四代目まで続いた直系を滅ぼし、同時に稻村城は廃城となりました。しかし、その後誰も使用しなかったお陰で、義豊が没した 1534 年当時の城郭の姿がそのまま遺されていることが、幸運にも現代にとって貴重な遺跡として認められているわけです。

四代目を滅ぼした五代目は、南房総市の滝田城・宮本城に住み、のちに君津市の久留里城を拠点とします。五代目以降を後期里見氏と呼び、六代義弘（よしひろ）とその子供七代目梅王丸（うめおうまる）は富津市の佐貫城、六代義弘の子供の八代目義頼（よしより）は南房総市富浦の岡本城に移り住みました。

義頼は跡を継ぐことになっていましたが父と対立し、義弘が歳をとってから生まれた梅王丸との間で後継を巡る兄弟の争いが起こり義弘の死後、里見氏が治める土地は二つに分かれ、安房を義頼が、西上総を梅王丸が支配しました。しかし、梅王丸が正式に七代目の後継者となり、その後義頼は梅王丸をとらえて西上総、続けて東上総の正木氏も滅ぼし、上総国の大半を支配しました。

この様に本城が定まらず、義頼の子ども九代目義康（よしやす）になると我が館山城を居城とし、最後十代忠義（ただよし）の親子 2 代がそこを本拠地としました。尚、史実では、1614 年に忠義が伯耆国（ほうきのくに）に移封され、領地を没収された際に館山城は取り壊されました。それ以後、館山城の当時の姿を知る文献や絵図は残っていないと考えられていましたが、最近になって兵庫県立歴史博物館に、廃城から 200 年後のものとされる「安房州里見氏城址」絵図が発見されたと言っています。

九代目義康は岡本城から館山城に本城を移し、豊臣の小田原攻めにも参戦しましたが、関ヶ原合戦では徳川方として宇都宮へ出陣し、恩賞も受け 12 万石もの大名になっています。しかし、不運にも 31 歳で病死してしまいます。

最後の当主、義康の子ども忠義は、10歳で里見家を継ぎ徳川家康の側近・大久保忠隣（ただちか）の孫娘と結婚しますが、義理の祖父である忠隣が政治的抗争に敗れ、その責任を取り鳥取県倉吉に流され、忠義は1622年・29歳で病死したと言う歴史です。房総里見十代の歴史を俯瞰したとき、四代と五代の間でお家騒動があり、九代と十代は早逝と不遇な運命により、安房における歴史を閉じることとなります。

歴史的・文化的価値の高い稻村城

稻村城跡は同時期の房総半島の中でも、主郭の規模や切岸の範囲が抜きん出て大きい城であると言われています。その高さは60m以上、平坦な主郭部の土地は2,000平米もあり、東と西側には3メートルほど土を盛った土塁（どるい）があります。主郭から西側に館山湾が一望でき、北側の眺望も見通しが良くて素晴らしいものがあります。

南側の丘陵部を中郭部、それらを東西から包み込む丘陵を外郭部とされています。櫓台（やぐらだい）、曲輪（くるわ）、堀切（ほりきり）など、お城マニアではなくても一般の方にも知られている遺構が多く確認できます。

稻村城跡の整備後のシナリオ

整備後のシナリオ（姿）も考えておく必要性を感じます。例えば、歴史的文化遺産と公園を融合させ、さらに景観と花のまちを生かした計画にするといったイメージです。市民憩いの場を提供する森林浴やハイキングを楽しめる公園として、さらに主郭からは景色もよく県外や外国からも訪れる観光スポットともなり、何より歴史文化遺産として再現した姿を目標とした整備を求めたいと思っています。

整備後の可能性にも想像力を働かせるべきです。城跡が整備されれば、「注※パブリシティ」や「フィルムコミッション」誘致の可能性も広がります。報道機関にニュースや記事として取り上げられることで、全国レベルで認知される期待もできますし、また、映画やドラマなどにも活用される可能性も高くなると思います。これはまさにシビックプライドの象徴としての存在となり得るのではないかでしょうか。

(注※パブリシティ：ニュースや記事となり得る話題性を提供し、プレスリリース＝報道機関に発表・報道される様に働きかける広報活動。)

広域連携と南総里見八犬伝

広域連携による一体的な整備と情報発信が必要です。南房総市の国史跡である「里見氏城跡（しろあと）・岡本城跡（じょうあと）」との広域的連携を念頭に置いた一体的な面的整備を、ぜひ進めていってほしいと願っています。

また、曲亭馬琴の『南総里見八犬伝』との連携は外せないと思います。八犬伝が史実と違うことは良く知られていますが、初代義実（よしざね：居城は滝田城となっている）と、その子供は義成（よしなり）と言う名前で登場しており、実際は二代目成義（しげよし）です。三代義通（よしみち）も登場しています。隣国安西氏が居城するとされる館山城は、時代と城主が違います。富山（とみさん）は標高349mの中低山ですが八犬伝では（とやま）と呼び、安房国第一の高嶺と神秘的な高い山として紹介されており、こちらも事実とは違いますが実際の存在でもあります。

房総里見氏の史実と南総里見八犬伝の物語を組み合わせ、趣向を凝らして館山を紹介するのも非常に面白い企画になるのではと期待しています。

4. 廃校となった各小中学校の跡地利用

本市には閉校となった後、使用目的の定まらないままの学校が複数存在します。広大な土地でもあることから可能な限り新たな使用目的を考察し、休眠期間を短くして、効率の良い運用の仕方を心がけていただきたいことを望むものです。

全国には刮目すべき優れた活用事例も多くあります。そこで本市として、それぞれの小中学校の跡地利用に関する現在の取り組み、及び状況等を質問しました。

答弁 :

学校再編により使われなくなる学校施設については、防災機能やコミュニティ活動などの拠点となることも想定した上で、『館山市公共施設等総合管理計画』における公共施設の整備・管理に関する基本方針に基づき、将来の人口規模や財政状況等を見据え、「公共施設の統廃合」「施設機能の複合化」「民間や地域活力の導入」など、地域の声に耳を傾けながら利活用を検討していくこととしています。

具体的には、公共的な施設の利活用を考慮し、閉校となる約1年前から地元区長などで構成する会議の場において、地域による主体的な利活用の可能性の有無や今後の活用策に関する、ご意見やお考えを伺った上で館山市としての方向性を決定することとなります。

府内担当課による学校施設の利活用事例としては、平成28年度に閉校となった旧神戸小学校の学校施設について、校舎棟の一部を房南こども園として活用しているほか、一般社団法人シルバー人材センターの活動拠点としても活用しています。

一方で、公共施設マネジメント民間提案制度による利活用事例としては、旧神戸小学校と同じく、平成28年度に閉校となった旧富崎小学校の校舎棟を令和6年1月に民間事業者に貸し付け、現在ではキクラゲ栽培施設として安定的な活用が図られています。

現在は、本年3月末をもって閉設となった、旧館山中学校について、府内各課及び地域による主体的な利活用の希望が無かったことから、同制度を活用し、本年9月30日に民間事業者からの活用提案の受付を開始しました。その後、空き公共施設の利活用を望む民間事業者とのマッチングイベントへの参加、現地見学会や相談会を実施し、11月28日正午をもって参加申込書の受付を終了したところです。

今後は、12月末までに提出される書類の審査や、2月上旬に開催される提案審査会を経て、優先交渉権者を決定し、その後、契約締結に向けて協議を進めていく予定です。

学校再編計画に基づき、今後閉校となる学校施設についても、地域の皆様のご意見やお考えを伺いながら、地域産業の振興や雇用創出、地域コミュニティの維持など地域活性化に繋がるような利活用を目指していきたいと考えています。

解説 :

閉校後の利活用は困難

閉校後の利活用について取り上げましたが、公共施設や学校跡地は全国規模で供給過多となっています。その最も大きな理由は、1995 年に施行された平成の大合併が考えられ、当時 3,234 もあった市町村が、現在までにおよそ半分の 1,700 余りに減少し、重複した公共施設を統廃合してきた経緯があります。

学校に至っては、ただでさえ児童生徒数が減少しているところに自治体間の合併によって、旧自治体間の垣根をこえて統合出来る様になり、ますます数が増えてしまいました。この合併特例法の施行により、使われなくなった公共施設や学校施設が爆発的に増え、全国の各自治体が一斉に跡地利用に動き出した結果、需要が飽和状態になってしまっていると推察できると思います。

従いまして、使って欲しいとメッセージを送っても、返事がなかなか来ないと言うのが現状です。ただし、発信しなければ先に進みませんので、懲りずにお願いしたいと思います。

利用計画がない場合の主な理由

利用計画がない場合の主な理由として、以下の要因が考えられます。

地域等からの要望がない、地域住民等と検討中、建物自体が老朽化している、立地条件が悪い、財源が確保できない、活用方法がわからない、用途に応じて法律上の制約がある、その他 解体予定等々。

「民間提案制度」にも触れられておりましたが、文部科学省の「みんなの廃校プロジェクト」を利用するのも良いかと思います。利用に関する公募の種類としては他にも・市の公式ホームページ・公式 LINE に掲載・広報誌等紙媒体に掲載・その他（新聞、TV 等）などがあり、様々な相手にメッセージを送ることが重要です。

文部科学省の「みんなの廃校プロジェクト」では、全国の廃校施設の利活用を推進するために立ち上げたもので、施設情報の集約・発信、イベント開催、活用事例を行っており、成功事例や、売り物件等の紹介もありますので、上手に活用されると良いかと思います。

発信に際しては、1団体では広すぎるといった場合、2団体以上で利用できるとか、多機能化に対応するなど、使い勝手の良い自由度のある施設といったアピールも必要でしょう。

東京都のある施設では、NPOの活動拠点として貸与し、30団体近くが入居し満室状態だということです。

他にも効果的なものとしては、近隣地域にない施設を誘致すると言う考え方もあります。例えば美術館や、温水プールと複合させた体育施設とかコミュニティ施設など。

または、広い土地を生かした再生可能エネルギー施設の誘致、県の各種施設を本市に誘致するなど、視野を広く持って取り組んでいただきたいと思います。特に再生可能エネルギーは、希少な生態系を壊す恐れがあるかどうかが言ったところが全国的にデリケートになっていますので、問題がなければ誘致の可能性も高まるのではないかと期待します。

館山市の気候・風土なども、PRして欲しいと思います。例えば、年平均気温が16°Cと温暖ですが、真冬となる1月は千葉県平均より2°Cも暖かいとされています。珊瑚が生息する北限だよとか、こういう所を思い切ってアピールしてほしいと、常々思っています。

学校の跡地や、稲村城などの文化遺跡も同様ですが、利用しない休眠期間は短い方が良い訳ですので、効果的にアピールをしていただいて、次なる活用に繋げていただきたいことを念願します。

各種事業方式

学校の跡地利用に関しては自治体独自での活用、民間資金の活用、第三セクターなど大きく3つ

の事業方式があります。以下に示しておきますが、自治体財政や事業の種類、規模等を勘案し、最も条件に合った事業方式を選ぶことが大切です。

1. 従来方式（公設公営）：

公共が資金調達し、公共の施設として民間企業は性能仕様を満たす様に施設を設計・建設する。
施設の管理運営維持管理は公共が行う。

2. PFI 方式：

- ・DBO：公共が資金調達し、公共の施設として民間企業は施設の設計・建設、維持管理を一括して行う。
- ・BTO：民間企業が資金調達し、自己の施設として設計・建設、維持管理を一括して行う。施設完成後、所有権は公共に引き渡される。
- ・BOT：民間企業が資金調達し、自己の施設として設計・建設、維持管理を一括して行う。施設完成後、民間企業は契約期間にわたり施設を所有する。契約期間終了後、施設の所有権は公共に引き渡される。
- ・BOO：民間企業が資金調達し、自己の施設として設計・建設、維持管理を一括して行い、事業終了時点で民間事業者が施設を解体・撤去する。

3. 第3セクター方式（KCS）：

公共部門（第1セクター）と民間部門（第2セクター）との共同出資により設立された経営事業体（第3セクター）に、資金調達、施設等の設計・建設・管理運営を一体的に委ねる。

2026（令和8）年 「菜の花会」無料法律相談 実施計画

安房地域：主催（菜の花会）

2026（令和8）年：全4回（第3火曜日）

日時：1月13日 4月14日 7月14日 10月13日

13時から17時まで

お一人（1組）様：30分間

第1回目

日時：2026年1月13日（火） 13時から17時まで

会場：菜の花ホール 2階 第4集会室

開催場所は、毎回凡そ2カ月前に決定しますので、決まり次第お知らせいたします。

どなたでも自由にご利用いただけます。

事前申し込みが必要です。瀬能までご連絡ください。